

総 務 大 臣  
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長  
美 添 泰 人

諮問第302号の答申

平成18年に実施される事業所・企業統計調査の計画について

総務省は、平成18年に実施を予定している事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）について、会社法（平成17年法律第86号）の制定等を踏まえ、調査票における経営組織区分の変更、調査方法の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計需要への的確な対応、調査結果の正確性の確保等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

### 1 今回の調査計画について

#### (1) 調査方法等

ア 独立行政法人等については、今回調査から民営事業所を対象とする調査票甲において調査する計画である。

これについては、独立行政法人等においては企業的経営手法による業務・財務運営が行われていること及び調査事項は独立行政法人等において記入が可能であることから、適当である。

イ 調査事項のうち事業所の名称・所在地、本所等の名称・所在地及び事業の種類については、プレプリントを行う計画である。

これについては、報告者の負担を軽減し協力を得やすくなること及びプレプリント事項の確認欄を設けることや事業の種類について事業の業態欄との整合性のチェックを徹底する方針であることから、適当である。

なお、報告者がプレプリント事項を確実に確認・修正するように、プレプリント事項の確認欄の位置や欄外の注意書きについて工夫を行う必要がある。

ウ 諮問第290号の答申「平成16年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について」において導入の是非も含めて幅広く検討する必要があると指摘された本社等一括調査については、今回の調査においては導入しない計画である。

本社等一括調査を導入するためには、国と地方公共団体との役割分担の明確化や本社に対する事業所概念の周知・徹底等の課題の解決が不可欠であるが、本調査の実施までにこれらの課題を解決することは困難であることから、今回の調査において導入しないことについては、やむを得ないと認められる。

なお、平成16年の事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の3調査同時実施の際に本社等一括調査を行った企業については、必要があれば個別の回収対策として実施することとしており、実施に当たっては、地方における実査と重複や漏れが生じないように留意する必要がある。

エ 国や地方公共団体の事業所を対象とした調査票乙について、電子媒体による調査票の配布・収集方法を主体とする調査方法へ変更するとともに、調査票の様式を単票形式から帳票形式に変更する計画である。

これについては、調査客体の負担軽減、統計調査事務の効率化等の観点から適当である。

## (2) 調査事項

ア 本調査の実施時点までに施行される予定である会社法において、子会社の定義が「会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」となることを受けて、親会社・子会社の判断基準を出資比率から議決権所有割合に変更するとともに、調査内容を子会社の有無から子会社の数に変更する計画である。

親会社・子会社の判断基準については、会社法に明記されている実質支配力基準によることとして、その際、実査において紛れを少なくするような表現とすることが適当である。

また、調査内容を子会社の有無から子会社の数に変更することについては、親会社・子会社の関係がより詳細に把握できるようになることから適当である。

イ その他の調査事項については、基本的に平成13年事業所・企業統計調査と同様であり、事業所・企業の活動実態を継続的に把握する上で必要不可欠なものであることから、適当である。

## (3) 結果集計

調査結果については、男女別集計、外国資本比率や海外事業所に係る集計、民営事業所の新設・廃業及び産業間の移動に関する集計等を充実する計画である。

これについては、社会経済情勢の変化や利用者からの要望等に対応するものであることから、適当である。

## 2 今後の課題

本調査は、事業所の事業活動の実態を調査し、我が国における事業所の産業別、従業者規模別等の基本的構造を明らかにする統計調査として、昭和22年に「事業所統計調査」の名称で開始され、平成8年調査から、企業に関する調査事項を充実して、調査の名称を現在の「事業所・企業統計調査」に変更して実施されてきた。

本調査の結果は、国や地方公共団体における各種行政施策のための基礎資料、事

業所や企業を対象とする各種統計調査のための母集団情報として提供されるとともに、学術研究や企業における経営の分析等に幅広く利用されており、わが国における事業所・企業の基本構造の把握や母集団情報として重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴ってS O H O等外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増加していることなど、統計調査員による調査だけでは事業所・企業を必ずしも的確に把握できないという状況が生じている。

こうした調査環境の変化に対応して、事業所・企業を対象とした統計調査の母集団情報を提供するという本調査の役割・機能を果たしていくためには、事業所・企業の的確な把握に向けての行政記録等の活用や本社等一括調査等の調査手法の導入について積極的に検討を進める必要がある。

また、親会社・子会社の名寄せの精度を高め、企業グループの名簿情報を構築することにより、企業を対象とした統計調査環境の一層の整備を進める必要がある。